

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

税務分科会

協議項目	地方税の取扱い(国民健康保険税を除く)			協議細目	個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・鉱山税・特別土地保有税・入湯税
調整の方針	個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税・鉱山税・特別土地保有税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。 固定資産税の納期については、美山町の例により調整するものとする。 軽自動車税の納期については、伊自良村・美山町の例により調整するものとする。				
税目名	高富町	伊自良村	美山町	備考	
1.個人町(村)民税	1.税率 均等割 2,000円 所得割 標準税率 2.納期 普通徴収 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで 特別徴収 ・月割額を翌月10日まで 納期特例事業所 6月から11月分を12月10日まで 12月から翌年5月分までを翌年6月10日まで	1.税率 均等割 2,000円 所得割 標準税率 2.納期 普通徴収 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで 特別徴収 ・月割額を翌月10日まで 納期特例事業所 6月から11月分を12月10日まで 12月から翌年5月分までを翌年6月10日まで	1.税率 均等割 2,000円 所得割 標準税率 2.納期 普通徴収 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで 特別徴収 ・月割額を翌月10日まで 納期特例事業所 6月から11月分を12月10日まで 12月から翌年5月分までを翌年6月10日まで	【個人の均等割の税率】 地方税法第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。 (1)人口50万以上の市 年額 3,000円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円 (3)(1)及び(2)の市以外の市並びに町村 年額 2,000円 2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の配置分合又は境界変更があった場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところによって計算したものによる。	
2.法人町(村)民税	1.税率 均等割 標準税率 法人税割 100分の12.3(標準税率)	1.税率 均等割 標準税率 法人税割 100分の12.3(標準税率)	1.税率 均等割 標準税率 法人税割 100分の12.3(標準税率)		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

税務分科会

協議項目	地方税の取扱い(国民健康保険税を除く)			協議細目	個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・鉱山税・特別土地保有税・入湯税
調整の方針					
税目名	高富町	伊自良村	美山町	備考	
3.固定資産税	1.税率 100分の1.4(標準税率) 2.納期 第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 9月1日から同月30日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで	1.税率 100分の1.4(標準税率) 2.納期 第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで	1.税率 100分の1.4(標準税率) 2.納期 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで	【固定資産税の納期】 現行、美山町の納期に統一する。 地方税法第362条(抜粋) 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。 2 -略-	
4.軽自動車税	1.税率 標準税率 2.納期 4月14日から同月30日まで	1.税率 標準税率 2.納期 4月11日から同月30日まで	1.税率 標準税率 2.納期 4月11日から同月30日まで	【軽自動車税の納期】 現行、伊自良村・美山町の納期に統一する。 地方税法第445条(抜粋) -略- 2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。 -略-	
5.町(村)たばこ税	1.税率 千本につき 2,434円	1.税率 千本につき 2,434円	1.税率 千本につき 2,434円		
6.鉱山税	1.税率 100分の1(標準税率) ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において、前月1日から同月末日の期間内に掘採された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合においては、当該期間に係る税率は、100分の0.7とする。	1.税率 100分の1(標準税率) ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において、前月1日から同月末日の期間内に掘採された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合においては、当該期間に係る税率は、100分の0.7とする。	1.税率 100分の1(標準税率) ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において、前月1日から同月末日の期間内に掘採された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合においては、当該期間に係る税率は、100分の0.7とする。		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

税務分科会

協議項目	地方税の取扱い(国民健康保険税を除く)			協議細目	個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・鉱山税・特別土地保有税・入湯税
調整の方針					
税目名	高富町	伊自良村	美山町	備考	
7.特別土地保有税				二 都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域(前号の区域を除く) 5,000㎡ 三 その他の市町村の区域 10,000㎡	
8.入湯税	制度なし	制度なし	1.税率 入湯客1人1日 150円(標準税率) 2.課税免除 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	【入湯税】 地方税法第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。	

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

税務分科会

協議項目	地方税の取扱い(国民健康保険税を除く)	協議細目	個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・鉱山税・特別土地保有税・入湯税
調整の方針			
参 考 事 項		備 考	
<p>1.都市計画税の課税客体等</p> <p>市町村は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。(地方税法第702条第1項)</p> <p>2.都市計画税の税率</p> <p>100分の0.3を超えることができない。(地方税法第702条の4)</p>			